

組合員 各位

業務改善に向けた取り組みについて（お知らせ）

平素から J A 広島市に対しまして、ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当 J A では、平成 24 年 9 月 4 日に農業協同組合法にもとづく業務改善命令を受け、本日、広島県知事宛てに業務改善計画を提出いたしましたので、お知らせいたします。

当 J A といたしましては、業務改善命令を受けたことを真摯に受け止め、再発防止と信頼回復に向けて、下記の事項に役職員一丸となって全力で取り組んでいく所存でございますので、今後ともご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 10 月 4 日
広島市農業協同組合
代表理事理事長 山本育夫

記

1. 法令遵守に取り組む経営姿勢の明確化

(1) 役員及び管理・監督者による経営姿勢の明示と業務改善計画の確実な実践

理事及び管理・監督者が、率先して、対話やヒアリング等を通じて、J A 広島市の使命や役割、不祥事防止策を浸透、徹底させてまいります。また、課題については改善指示を行い、早期解決を図ってまいります。

(2) 法令等遵守意識の高い組織づくり

コンプライアンス研修やマニュアルの習熟状況について、検証とフォローアップを実施し、法令等遵守意識の向上や徹底を図ってまいります。また、風通しのよい職場づくりや組織風土の改革を進めてまいります。

2. 全部署における厳正な事務処理の徹底と内部牽制体制の実質的な機能の確保

(1) 会計処理の厳正化

事務と決裁プロセスを明確にするとともに、日計口座の分類、整理を行い、管理責任部署を明確にします。また、可能なものについてはシステム化を図ってまいります。

(2) 厳正な事務処理の徹底と管理・監督者による検証機能の向上

各業務の事務手続きについて必要な修正を行い、事務研修を実施し、厳正な事務の徹底を図ってまいります。また、管理・監督職の検証機能の向上については、研修を通じて周知徹底してまいります。

(3) 適正な人事ローテーションの実施と職場離脱の厳格な実施

信用事業に従事する職員の定期人事異動は 5 年以内とし、信用事業以外の職員についても、5 年以内となるよう、異動や業務ローテーションを実施し、後継者の育成にも努めてまいります。また、強制職場離脱については、実施率を高めてまいります。

3. 監事監査、内部監査、自主検査の厳格な実施体制の整備、実効性の確保

(1) 監事監査の強化

監事は、コンプライアンスに関する方針及び不祥事への取組みについて、重点的に確認してまいります。また、監査実施日数を増やすことで、内部管理態勢に関する取組みについて確認を強化するとともに、業務改善計画の進捗確認を行ってまいります。

(2) 内部監査の充実

本店各部署においては、年1回以上会計監査を実施するとともに、本店監査のあり方を整理した上で、本店全部署に対する業務監査も実施してまいります。また、内部監査の体制を整備し、内部監査体制の充実を図ってまいります。

(3) 自主検査の厳格な実施と実効性の確保

要領や検査項目を見直すとともに、改善指導や事後の改善確認を徹底してまいります。

4. 経営管理委員会のあり方検討

業務執行に関する意思決定と執行の両方を行うことによって、組合運営にかかる責任の所在を明確にするとともに、法令等遵守態勢の確立に向け、機能を十分に果たせるよう、定款変更を行い、経営管理委員会制度から理事会制度に変更します。

5. 平成17年の業務改善命令の期間中から今回の不祥事件が発生したことを踏まえた役員責任の明確化

平成17年の業務改善命令の期間中から今回の不祥事までを歴任した役員の責任を明らかにし、報酬及び役員退職慰労金の一部の自主返納を求めます。また、現在の代表理事については、役員責任調査委員会の答申に基づき報酬の減額を行うとともに、理事の刷新を図ります。